

専決処分の報告について

施設の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、
地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年2月26日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

施設の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

166,497円

2 賠償の相手方



平成30年2月8日

秦野市長 高橋 昌和



事故の概要

(1) 発生日時

平成30年1月15日午後1時20分頃

(2) 発生場所

環境資源センター（秦野市名古木409番地）

(3) 事故の状況

同センターに搬入された資源物をストックハウス内に固定するための柵等を、同ハウスの前面に立てかけていたところ、強風により倒され、資源物の搬入のために停車していた[■]所有の普通自動車に接触し、その一部が損傷した。

(4) 本市の責任原因

施設の管理^{かし}瑕疵

(5) 本市の責任割合

100パーセント